

各有料老人ホーム設置者 殿
有料老人ホームに該当する
サービス付き高齢者向け住宅登録事業者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部長
山口 真吾
(公印省略)

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針の改正について (通知)

このたび、東京都有料老人ホーム設置運営指導指針 (平成 1 4 年 1 1 月 1 日付 1 4 福高施第 6 1 1 号) を下記のとおり改正しましたので、通知します。

記

1 改正の目的

国標準指導指針の改正に伴う改正

2 主な改正内容 (詳細は別添「新旧対照表」を参照)

- (1) 介護に直接携わる職員の認知症介護基礎研修に関する規定新設 (7 (2))
- (2) 職場におけるハラスメント等への対応に必要な措置を講じるよう明記 (7 (3))
- (3) 業務継続計画の策定等に関する規定新設 (8 (6))
- (4) 非常災害対策に関する規定新設 (8 (7))
- (5) 衛生管理等に関する規定新設 (8 (8))
- (6) 運営懇談会についてテレビ電話装置等を活用して行うことができる旨明記 (8 (1 2))
- (7) 適切な方法により毎日 1 回以上安否確認等を実施するよう明記 (9 (5))
- (8) 虐待防止に関し、委員会の定期的な実施、指針の整備、研修の実施、担当者の配置について明記 (9 (1 3))
- (9) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会についてテレビ電話装置等を活用して行うことができる旨明記 (9 (1 6))
- (10) 前払金の保全措置について、平成 1 8 年 3 月 3 1 日までに届出がされた有料老人ホームにおいても、令和 3 年 4 月 1 日以降の新規入居者については必要な保全措置を講じなければならないことを明記 (1 1 (4))
- (11) 着工時において相当数の者の入居が見込まれない場合の前払金の返還金債務の保証等について削除 (1 1 (4))
- (12) 重要事項説明書への押印規定を廃止 (1 2 (4))
- (13) 事故防止のための委員会についてテレビ電話装置等を活用して行うことができる旨明記 (1 2 (8))
- (14) 事故発生防止のための措置を講じる担当者を配置する旨明記 (1 2 (8))
- (15) 電磁的記録等に関する規定新設 (1 5)

3 施行年月日

令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

4 送付書類

新旧対照表

※改正後全文は後日ホームページで御確認ください。

5 問合せ先

(1) 有料老人ホームに関すること

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課有料老人ホーム担当

電話 03-5320-4296 (直通)

(2) 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅に関すること

東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課高齢者住宅担当

電話 03-5320-4273 (直通)